

第16回国土交通省独立行政法人評価委員会 住宅金融支援機構分科会

平成24年7月26日

**【事務局】** それでは、委員の皆様方全員おそろいになっておりますので、ただいまから第16回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方にはご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、定足数についてでございますが、本日は分科会委員8名のうち6名のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。なお、浅見先生、土居先生はご都合により本日はご欠席というご連絡をいただいているところでございます。

次に、本日の分科会の公開についてですが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則及び国土交通省独立行政法人評価委員会情報公開規則に基づきまして、本日の議事は非公開とさせていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。お手元、議事次第をめぐっていただきまして、次に配付資料一覧というものがございます。こちらに資料1-1から資料3までの5種類、それから、参考資料1から参考資料4-3までの、こちらは6種類ございます。これらにつきまして欠落等がございましたら事務局までお申し出いただけたらと思ひます。

なお、本日国土交通省及び住宅金融支援機構の出席者は座席表のとおりでございます。ご紹介は省略させていただきます。

本日の議事につきましては議事次第のとおりでございます。議事録につきましては、委員の皆様方にご確認いただきました上、議事要旨とあわせて国交省のホームページに公表することとしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速本日の議事に移りたいと思ひます。

**【委員】** はい。お暑うございます。もう上着なしでやりましょう。

今日の議事は、主には業務実績評価のところを確定するわけですがけれども、議事1の23年度分と、それから、中期目標期間全体の分を一緒にやったほうが効率的ですので、そういうやり方にしていきたいと思ひますけれども、前回、住宅金融支援機構の自己評価

に基づいて先生方に事前評定というのをさせていただいて、非常に短い時間だったにもかかわらず、協力していただいております。それに基づいて評定案というのが書かれていますが、自己評価の右の欄ですけれども、そこに結果が出ているのをまとめたものです。事前評定というのは、これは自己評価するところなんですけれども、恐ろしいことにほとんど皆さん同じ意見で、異なっているところは4カ所か5カ所です。それも4カ所ほとんどがお一人だけ違う評価ということで、結論の余地がないんですけれども、1カ所だけちょっと議論したほうがいいかなというところがあるということです。

それでは、この集計結果についてのまとめを事務局からお願いします。

**【事務局】** まず、資料1-1に基づきまして、事前評定の分布状況についてご説明を申し上げたいと思います。A3の紙ですので、広げてご覧ください。

こちらは縦のほうに評価項目、そして、右、横のほうに中期目標期間の評価、平成23年度の評価、過去の評価を参考としてつけているという形で記載してございます。それぞれにつきまして、自己評価、評定案、そして、事前評定の結果、S・A・Bということで、何名の委員の方々がそれぞれS・A・Bをつけたかということをお数字であらわしているという形をつくってございます。

各項目につきまして、白のところと黄色く色塗りしたところがございまして、白のところ、色がついていないところにつきましては、8人全員の委員から同じ評定をいただいたところでございます。そして、黄色く塗っているところがお一人以上の委員の方から異なった意見をいただいているというところでございます。

黄色いところを中心にご説明を申し上げますと、まず、I-1の組織運営の効率化につきましては、平成23年度の評価としまして5名の委員の方にSをつけていただきましたが、3名の委員の方にAという評価をいただいております。

それから、II-4に参りまして、資金融通業務のところですが、こちらにつきましては、まず、中期目標につきましてもAが6名、Bが2名ということでいただいております。23年度につきましては、Sが1名、Aが7名ということでいただいております。それから、II-5、団体信用生命保険業務につきましても分かれてございまして、中期目標に関しましては、Aの方が7名、Bをいただいた方が1名、23年度評価につきましても、Aが7名、Bが1名ということになってございます。

それから、III-1、収支改善のところ参りますと、中期の期間に関しましては、Sが1名、Aが7名、23年度につきましては、Sが7名、Aが1名ということでいただいております。

おります。それから、めくっていただきまして、リスク管理債権の管理についての項目につきまして、23年度評価につきまして、Sが1名、Aが7名ということになっていただいております。

それから、最後に職員数ですとか、人件費改革の項目につきまして、中期に関しましては、Sが1名、Aが7名、23年度につきましては、同じようにSが1名、Aが7名ということになっていただいているところでございます。

これ以外につきましては、8名全員が一致ということになっていただいております。総合評価としましては、委員皆様の一致で23年度・中期ともにAということになっていただいております。

評定の分布状況は以上でございます。

**【委員】** はい、ありがとうございました。

ということで、ほとんどの欄が埋まっております。1カ所だけ、平成23年度の組織運営の効率化に関するところが空欄ということで、ここは決めなきゃいけないところですが、ほかは、他法人でも同じようなことをやっているわけですが、3分の2ぐらいの賛成があればそれで結論を出すということですので、6人以上のところはもうほとんど決定ということで、黄色いのがついていますが、このままで結論として出していいと思います。パブリックコメントもあったと思いますので、ご説明をお願いします。

**【事務局】** 事務局からご報告いたします。この評定の案につきまして、今月の11日から24日までパブリックコメントに付しましたけれども、今回は特段のご意見はいただけていないところでございます。

以上でございます。

**【委員】** これは、パブコメってやっても意見が出てくることあるんですか。

**【事務局】** 一般論としましては、多くの意見をいただく案件もございますけれども、今回の評価につきましては意見をいただけていないということでございます。

**【委員】** はい。そういうことで、パブコメについても特段の意見がなかったということで、先ほど申しましたように、大宗のところは皆さんのご意見が一致しているというふうに判断します。1カ所だけ先ほどから申しているところが空欄になっていますので、その辺を中心に、全体像で何かご意見があれば、おっしゃっていただければと思います。

特になければ、それでは、その資料1-1の一番上の評定がないところですけども、3人の方がAで、5人の方がSということなんですけども、このところを何か言いたい

ことはございますか。

【委員】 いいですか。

【委員】 はい。

【委員】 実は私、Aのほうにしたんですが、震災の評価をちょっと違うほうでして、まして、震災のほうも入っているということであれば、私は、これはSでも構わないので、実質6対2でいいと思います。

【委員】 6対2。

【委員】 はい。

【委員】 なるほど。ほかにどうでしょうか。

【委員】 私ははっきり言って、SとAの真ん中ぐらいかなというところで、今〇〇委員がおっしゃったのと逆で、東日本大震災の対応というのをわりと自己評価で重く見て点数をおつけになったのではないかなと思うんですけども、ほかのいろいろな機関等を見ておきますと、Sまではつけなくてもいいのかなと思って、私はAをつけたというところでございます。

それから、組織運営の効率化というのも、一生懸命やっていたらということ自体は理解しているつもりでございますけれども、民間がやっている、絞り上げているところから見ると、やっぱりちょっとSまではというところでAをつけました。

ただ、非常に悩ましいところでしたので、もしもSということでお決めになるならば、私はそれに従います。

【委員】 私の意見は、災害関係の話がここで中心に出たんですけども、法律上住宅金融支援機構のミッションの1つはそういうときに対応するという事なので、ざくっと言えば、当たり前のことを行ったにすぎないのではないかと。他機関で同様なミッションを持っているところも一生懸命このときやっていますから、特段ではないかなと思って、実はAプラスという評価をしたかったんですけども、それがなくて、Aになってしまったのですけれども、そういう意味では〇〇委員と似たような評価です。〇〇委員がそうおっしゃるのであれば、6対2になってしまいますから、結論はSになるんでしょうね。

【委員】 ちょっといいですか。

【委員】 どうぞ。

【委員】 私がそもそもAをつけたのは組織運営の全体なので、確かに震災だけではないのかなということで、ちょっとAのほうにも引きずられたんですけども、ただ震災も、

〇〇委員も〇〇委員もおっしゃられるのもよくわかるんですが、やっぱりあのときの状況で、自分のことすらどうなるかわからないときに人のために動くというのは、私はすごく大変なことだと思っているんですね。それを法律上義務づけられているかもしれないけど、そういう犠牲的精神のもとで結構社会は成り立っているようなところもあるので、一生懸命頑張ってくれたあのときの、自分のことを考えると、あそこで頑張ってくれた人もいるんだなということで、我が身を省みず頑張ったんじゃないかなという気もして、それで、いいのではないかなという気がしました、正直なところ。

【委員】 いいでしょうか。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 私はどっちでもいいんですけども、要は、一般的に独法のもうちょっと上位の会に行くと、皆さんわりとお手盛りのにやられているので、あんまり客観的にぎりぎり住宅金融支援機構だけやるのはどうかというのが1つ。

もう1つ。今回の震災の対応で少し私的には頑張られたなと思ったことは2点ほどあるので、ご紹介しておきたいのは、1つは、液状化の対応に対して、新潟のときまではローンがつかなかったんですね。これに対しては、4月の段階で音もなくというのはあれだろうけど、多分どさくさにまぎれていたんじゃないかとは思うんですけど、みずからやらなければやれないような対応だったと思うんですね。そういうのを自主的にやられていて、むしろ浦安の人たちなんかは知らないぐらいで、そういう意味では、後手に回った対応というよりは先取りの対応をなさって、これはわりと過去の、こう言っては失礼かもしれませんが、住宅金融支援機構さんの対応から言うと、前向きな対応だったなと思いました。

それから、もう1点は、これまでの被災でも金融機関にゆだねるばかりで、もうモーゲージバンクというのが最初からノンバンクでフォローしてきているんですが、これについての直融対応というのも、何度もお話をしているんですが、実現してこなかった中、今回は非常に早い段階でこれについても取り扱いをなさって、また、システムの対応についてもかなり迅速に行われたわけで、もちろん規模が違いますので、「当然だよな」と言い出せばきりが無いんだと思いますが、私としては今後に向けて、独法というのがどうしても言われたことをやるという態度に陥りがちな中で、今回ご自分で考えて、やらねばならないことについてむしろ役所の指示を待たずに先手を打っていかれたことがあったということで、これを次にまた期待したいということで、こういうのも、このご自身の評価でよろしいのではないかというふうに思いました。

【委員】 そう言われてしまうとという感じがちょっとあるんですけど、ほかに何かご異論がなければ、数は数できちっと、やっぱりルールですから。

では、Sということでよろしゅうございますかね。では、Sと書き込んでいただいて、決まったことにいたしましょう。

ほかは、全体はよろしいでしょうかね。総合評価は結局Aになって、これがだんだん上に上がっていくわけですけども。

それでは、何かご意見があれば、また加筆修正ということもあるんですけども、これを親委員会に持って行って、それで、調整ということもあり得るわけですけども、我々の分科会としてはこの案で大枠決めましょうということで行きたいと思います。親委員会の関係で何か直さなければいけないようなことがあるかもしれませんが、それは多少の評定理由みたいなどころでしょうから、結論というか、結果は変わらないと思います。

それでは、そういうやり方で今後いきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議事3に入りましょう。役員退職金にかかわる業績評価率の算定方法の件ですけれども、事務局からお願いします。

【事務局】 それでは、資料2という2枚の紙、タイトルが「独立行政法人住宅金融支援機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の方法について」という紙でご説明を申し上げます。

役員退職金に係る業績勘案率算定につきましては、前回の分科会までにご議論がございましたけれども、基本的にはこれまでのとおりということでご議論があったかと思えます。したがって、資料2につきましては、下線を引いたところが今回変えているところがございますけれども、2カ所、1ページ目で「及び平成23年度」というのを追加するというものになってございまして、要しますれば、今年度も昨年までと同様の業績勘案率の算定方法で23年度役員退職金についても算定をするという案になってございます。

簡単ですが、事務局からは以上でございます。

【委員】 はい。これも今までと同じようなやり方でやるわけですから、基本的には変更なしということで、これはこれでよろしいんじゃないかと思えますけれども、ほかに何かご意見ございますか。

平成23年度まで伸ばしたという、そういう改正ですね。

【事務局】 はい、そうです。

【委員】 はい。では、それに基づきまして、議事4になるわけですけども、役員退

職金に係る業績勘案率の具体についてのご説明をお願いします。

【住宅金融支援機構】 私より役員退職金に係る業績勘案率についてご説明をさせていただきます。資料は3になります。

今回対象になります役員は2名でございます。まず、前〇〇理事についてでございますが、理事としての在任・在職期間は平成19年4月から24年3月末までの5年間でございます。担当の業務は財務企画、市場資金、住宅融資保険でございます。

算定でございますが、まず、法人の業績に係る勘案率でございますが、中ほどに表のとおり、平成19年度から22年度までは既に決した法人業績に基づき、19年度のみ0.9、それ以外は1.0となっております。平成23年度はただいまご審議いただきましたものを踏まえまして1.0と置いてございます。続きまして、個人業績でございますが、平成21年度で0.1の減算、それから、平成23年度で0.1の加算ということで考えてございます。

詳細は、ページをおめくりいただきまして、2ページをごらんください。まず、平成21年度の減算に関してでございますが、こちらは当年度に、マンションすまい・る債の発行につきまして、主務大臣から発行認可の枠、額をいただいております。その枠管理におきまして、認可額を上回るという事案が発生いたしました。この事案につきましては、主務大臣から認可をいただいた発行認可額について進捗管理が十分でなかったというものでございまして、認可額の管理という主として業務管理上の問題に起因するものでございます。したがって、被評価者が当該業務を管理・監督する担当理事の立場にあったということで、個人業績を0.1減算すべきと判断いたしましたものでございます。

続きまして、平成23年度でございます。こちらは加算でございます。理由としては、1つ目は、リーマンショック後、投資家のMBS離れが発生したため、ホームページやパンダーを通じた情報提供の充実を強化し、さらに、新規投資家、それから、休眠投資家の取り込みを企図して、被評価者自身も積極的に個別投資家訪問を行うなど投資家数の拡大に努めてまいりました。リーマンショック後15社程度であったものが平成23年度には60社を超える水準になったというものでございます。さらに、平成23年3月の東日本大震災の影響で一時投資家の需要減退が顕著となったわけでございますが、震災後の裏づけ債権の状況や月次MBSの発行状況などについて積極的に情報発信を行った結果、平成23年4月には日本のマーケットの国債及び金融債を除く全公募債で市場最大となります5,143億円の大型起債を成功させ、以降も安定した資金調達を実現したというものでござ

ざいます。2つ目は、対国債スプレッドにつきましては、平成24年3月の起債におきまして、独法第一期中で最も低い40bpという発行条件を実現したというものでございます。これらは被評価者自身が積極的にIRを行うことにより、中期目標前文にありますような、「住宅ローンの証券化市場の発展に向けて先導的な役割を果たす」という使命を高い次元で実現にするに至っていると認められることから、0.1の加算と判断したものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、これらを踏まえまして、先ほど決定いただきました算定方法に基づき計算いたしますと、0.98となります。小数点第2位以下を切り捨てまして業績勘案率は0.9としたいというものでございます。

続きまして、資料の4ページでございます。こちらは前〇〇理事に関してでございます。在職期間は平成20年4月から平成24年3月末までの4年間でございます。担当は総務人事、債権管理、それと、平成20年6月から8月にかけて一時期法務・コンプラと審査を担当してございます。

まず、法人業績のほうは、在任期間が平成20年度から23年度ということで、先ほどの例にならないまして1.0としてございます。個人業績につきましては、平成20年度で減算処理として0.1を考えてございます。

具体的には、次の5ページをごらんください。5ページの平成20年度の欄でございますが、平成23年5月に職員が逮捕された事案の容疑事実が発生いたしましたのが平成19年度から20年度にかけてでございます。被評価者については、職員の労務管理を担当する人事担当の理事であるということにかんがみまして、個人業績を0.1減算したいというものでございます。

私からは以上でございます。

失礼しました。4ページに戻りますけれども、業績勘案率につきましては、先ほどと同様の計算方法によりまして0.975、小数点第2位以下切り捨てまして0.9ということで考えてございます。

以上でございます。

【委員】 はい、ありがとうございます。

細かく分析していただいた結果なので、特にご意見ないのかもしれませんが、〇〇理事のところの、21年度の主務大臣からの発行認可額に対して実績が上回ったわけですね。



【住宅金融支援機構】 はい、そうでございます。

【委員】 上回ってはいけないわけですか。

【住宅金融支援機構】 認可額の範囲内ということになってございますので、上回るためには変更認可を前もってとるなりして対応しなければならないという事象だと認識してございます。

【委員】 言いたかったのは、要するに、一生懸命やり過ぎてしまったという、そんなイメージですか。

【住宅金融支援機構】 もともと既にマンションすまい・る債の積み立てを始められている方々の21年度の発行分というところもでございますので、当然ある程度見込みを立てて認可額をとってございます。新たに募集するというものではございませんので、そういう意味で言えば、認可額の管理という部分について十分管理し切れていなかったということだと思っております。

【委員】 はい、わかりました。

何かご意見等ございましたらおっしゃってください。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 これは前のときもそうなんですけれども、この法人業績の1期目がたまたま、例えば、0.9と、今回もそうなんですけれども、最終のところはどうしても切り捨てになってしまうので、ある意味法人業績が入ったときは0.9だったのが1.0まで持っていった、もちろん〇〇理事の業績だけではないんですけれども、これは資料2に入ってしまうのかもしれないんですけれども、1期目の法人業績をこの業績勘案率に入れることの是非というのは、これが1.1から1.0になったときもプラス評価なのか、0.9から今回1.0になったのをマイナス評価というのは、前からちょっと疑問は持っております。

ですので、今回の評価は前から決められた評価方法に従って評価されていることはいるんですけれども、せつかく業績を1.0まで持っていった、そのなったときのがたまたまというのはちょっと不可思議かなという印象は持っております。

【委員】 どうしてもこういう算式にするとそういうことが起こり得るので、例えば、もうちょっと加点要素みたいのが別につけられれば、そういうのを反映できるのではないかとも思いますけれども、式自体をこれでやっている以上あんまりそこをいじくれないなということで、しょうがないと思っはいるんですけども、もちろん前から言われるように、切り捨てでいいのか、0.98はほとんど1じゃないかとか、四捨五入がいいんじゃないか

いかとか、この辺は次決めるときにやるということになりますけれども、やってみるといろいろ問題はあるなというので、今のご意見も踏まえて、事務局で次の案をつくるときによく考えてみたいと思います。

ほかにいかがですか。あとよろしければ、これで分科会としてはオーケーということで、親委員会との関係もありますので、若干の修正等があれば、その辺は私にお任せいただくという扱いで進めます。

それでは、基本的な議事が終わりましたので、その他について事務局、またお願いします。

**【事務局】** はい。それでは、その他といたしまして1点事務局からご報告させていただきたいと思います。参考資料1、2、3は飛ばしていただきまして、参考資料4-1、4-2、4-3を使いたいと思ってございます。

参考資料4-1の横紙のパワーポイントの資料を中心にご説明をしたいと思いますけれども、住宅金融支援機構の在り方に関する調査会というものが内閣府で立ち上がりまして、こちらで住宅金融支援機構の組織のあり方などにつきまして議論がなされまして、6月27日に報告書がまとまってございますので、それのご報告ということでございます。

最初に、背景を簡単にご紹介申し上げますと、現在政府全体で独立行政法人制度の見直しということを進めてございまして、平成22年12月には独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針が閣議決定されてございまして、それに続きまして組織の見直しについても議論がなされたということになってございます。政府全体としましては、平成24年、本年の1月20日に閣議決定で独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針というものが出されてございまして、こちらの中で政府のすべての独立行政法人につきまして組織なり制度見直しの方向性が出されているところでございますけれども、住宅金融支援機構に関しましては、内閣府に外部の有識者から成る検討の場を設置しまして、平成24年夏までに結論を得るという方向性が1月の閣議決定で出されたということございまして、それを受けて内閣府で独立行政法人住宅金融支援機構の在り方に関する調査会というのを設置いたしまして、こちらで住宅金融支援機構の組織について議論がなされてきたということでございます。2月に議論が開始されまして、6月27日まで合計9回内閣府で議論がなされまして、報告書が出たということになってございます。

こういう流れで出ました報告書の内容が参考資料4-1にまとまっている内容でございますので、こちらを使いながら簡単にご紹介したいと思います。

まず、丸の1番目、2番目のところですが、前提としまして、長期・固定の住宅ローンを相対的に低利で提供するというのを支援する業務については、政策的な必要性は引き続きあるということが認識されまして、その上で、丸の2番ですが、ただし、それを実施する住宅金融支援機構の具体的な業務、組織のあり方が現在のままで最適かどうかは別問題ということで議論がなされたということになってございます。

報告書としまして、結論としましては、下に書いてございますけれども、まず、証券化支援業務の改革ということで、丸の3番目でございますけれども、民業補完の視点を踏まえて、証券化支援業務の保証型の活用、あるいは、MBSの商品設計の見直しといったようなことを行うことによって民間によるMBS発行を促し、住宅金融支援機構のMBSに偏らないMBS市場の成熟化を目指すべきであるという方向性が報告されてございます。

それから、組織につきましては、次の丸4、丸5のところでございますけれども、ガバナンスの改革ということでございまして、民業補完の視点を踏まえた改革ということでございますけれども、住宅金融支援機構については、「官」が実施すべき業務に集中する政策実施機関という位置づけを明確化するべきであろうと。そのために、組織の位置づけとしては、さまざま途中議論がございましたけれども、行政法人が適切であるというふうに報告されてございます。行政法人とした上で、金融市場と活用するという特性にかんがみまして、株式会社を参考にガバナンスを強化すべきだということがうたわれておりまして、具体的には、「執行と監督の分離」を徹底するために、住宅金融支援機構の内部に「監督委員会」というものを設けて、業務の執行を監督するというガバナンス体制を組むべきではないかという方向性、それとあわせて、リスク管理やリスク備えの強化の諸方策を実施すべきだということが報告されてございます。

これに加えまして、業務効率化ということで、支店の統廃合ですとか、職員数の見直しですとか、そういったことをあわせて進めるべきであるということが報告されてございまして、最終的には、これらの改革によって国民に対して相対的に低利で長期・固定の住宅ローンを効率的かつ安定的に提供することが期待されるであろうという内容の報告書がまとまってございます。

今後といたしましては、この報告書を踏まえまして、独立行政法人住宅金融支援機構の具体的な改革についてこれから検討していくということになります。

事務局からは以上でございます。

【委員】 はい、ありがとうございます。

今のご説明についてご質問等ございましたらご自由にお願ひします。

【委員】 質問ですけれども、主に3つ目ですか、組織をどうするかということの提言がなされておりますけれども、具体的に何か組織を、例えば、「監督委員会」は何年までにつくるとかというようなスケジュールというのはあるのでしょうか。

【事務局】 スケジュールにつきましては、政府全体の独立行政法人の制度の見直し、これを平成26年4月に行うということの内容を盛り込んだ独立行政法人通則法の改正法案が現在通常国会に提出されてございまして、この平成26年4月に向けてできるところから実施していくという形になるということでございます。

【委員】 よろしいですか。二、三点申し上げたいんですけど、1つは、これは言ってもしよがないのかもしれませんが、もうこれで何回組織の見直しの議論が行われているかわからないぐらいでございまして、そのたびごとに役所の民間事業支援調整室の担当の方はもうこの対応で忙しくて、ある意味非常に大きなエネロスになってきたという認識を持っておりますので、とにかく今回行政法人にするというのだったら、するということで、まずは当分は組織の議論はやらないというのを1つぜひ、どうしようもないのかもしれませんが、強く、これからもそういう動きがあるときはもういい加減にしてくれということをやっぱり申し上げたいと思います。

それから、もう1点は、「監督委員会」の話ですが、僕は別に今の独立行政法人通則法の枠の中でも自主的にそういう監督委員会的なものを持つということは何も禁じられていないわけですし、株式会社においても、一般によく言われておりますような、事故のあった後の調査委員会とか、例えば、経営評議会ですとか、そういう会社法上の制度でないガバナンスの仕組みというのをみずから設けて投資家等に対してガバナンスの体制整備ということをお訴えかけていくということは当然認められているし、むしろ株式会社等については、そういうことが行われることによって自主的にガバナンスの強化が行われているという側面もあるわけで、これを独立行政法人はやってはいけないとはどこにも書いていないわけですので、そういう、株式会社だったらガバナンスがあつて、独立行政法人だからガバナンスが足りないとかという観念論に終始する中で、住宅金融支援機構として実質的に、では、こういう形で実際に監督の体制を自主的につくってきているので、我々としてはこのまま行政法人、あるいは、独立行政法人でいっても十分なガバナンスが確保されているのだということを言えるようなことをやってこられなかったということがやはり毎回やり玉に上がってしまう1つの問題であつたように思います。そういう意味では、先ほどの事務

局からのご説明では、26年にそのような項目が設けられることを待って、「言われればやるよ」というお答えではあったわけですが、むしろその前身として、必要がないと思われて、法律がそう言うから、しようがないからやるんだというだったら、やらないで結構ですけど、やったほうがいい部分が私はあるように思いますので、ぜひ非公式な形でもそんなものを、正式な組織整備に先立って工夫していかれて、それが実態的な、法的な制度になってもファンクションとして引き継がれていくようなことが望ましいのではないかとこのように思うところであります。

それから、もう1点お願いしたいのは、今回おそらく参加されているメンバーの方を拝見しても、失礼ながら、必ずしも住宅金融ないし住宅ローンの証券化という業務に非常に精通された方によって専門的な議論が行われたとは言い切れないように思われる中で、比較的踏み込んだ議論もなされておりますし、全体の位置づけがそもそも行政法人へ向う大きな枠組みの中での住宅金融支援機構の位置づけという議論であったようにも思いますので、国をお願いをしたいのは、この調査会の報告を受けた上で、では、具体的に住宅金融支援機構としてよりこれを受けとめてきっちりとした、これに反するというのではなくて、この中でより具体的にその適切な改革を行うためにはどういうことをすべきかということについては、改めて有識者の方をお集めいただきなりして、十分な議論をしていただきたいと思えます。特に、例えば、貸倒率に応じた買い取りレートの設定ということが書かれているわけですが、もともと一個一個の金融機関が持っている顧客層というのには偏りがある中で、国の機関がそのすべてから偏りなく買っていくことで全体のポートフォリオについてリスク分散が図られるというのがそもそも、国がこれをやる制度のあり方であるにもかかわらず、たまたま特定の金融機関の属性がそのクライアントのゆえに貸倒率が高いということをもって金利が高くなるということでは、これはむしろ国の機関としてはやっていることがおかしいわけで、そういう問題ではなくて、おそらくは今民間の金融機関とモーゲージバンクと言われているノンバンクとで1%以上貸倒率の開きがある中で、おそらくプロパーローンを持っている民間金融機関が少し逆選択的な動きをしているんじゃないかという指摘がある。もしそういう要素が仮にあるのであれば、それはおかしいことなので、逆選択を排除していくような対応になるようにと、こういうふうに読めば、この報告書は言っていることは正しいと思うんですが、そういうところら辺が報告書の内容だけからだと非常に誤解を招きやすい内容になっているようにも思えます。こういうところが多々見られますので、ぜひ技術論的な議論にまで落とす場を改めて設け

ることをお願いしたいと思います。

以上でございます。

**【委員】** はい、ありがとうございます。

ほかに何かありましたら。

〇〇委員が言われたように、法律に書いていなくてもできるようなことというのは結構あって、別な議論のワーキングのときにやったんですけども、協同組織間の中でもこの「監査委員会」みたいなものが、否定されているわけじゃなくてもやっているところがあるとか、参考にすべき事例もありますから、具体はより迅速にやったほうがいいんじゃないかという気もしますので、よろしく検討していただきたいと思います。

それでは、基本的な方向性はあまりドラスチックには変わらないということなので、技術的な問題とか幾つかあるのは解決していただくことにして、今後あんまり議論しなくてもいいようにしたいなと思いますけれども、ボールがいろんなところから飛んでくるので、処理が大変という気がしますが、ほかに何かありますか。

それでは、おおむねお話は済んだということで、事務局にまとめていただきたいと思えます。

**【事務局】** 本日本日予定しておりました議事につきまして、ご進行いただきまして誠にありがとうございました。本日の審議内容につきましては、冒頭申し上げましたとおり、議事録を作成した上、ご出席の委員の皆様方にご確認いただきまして、議事要旨とともに公表することとさせていただきます。

以上をもちまして、第16回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —